平成２２年（フ）第７９号
岩手県一関市大東町曽慶字西ノ沢81番地
債務者　菅原　克顕
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第５５号
秋田県湯沢市杉沢字森道下100番地40
債務者　佐藤　　等
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１４８号
群馬県邑楽郡大泉町仙石３丁目25―１　大利根寮３号館422号、住民票上の住所大阪府守口市八雲北町２丁目５番16―201号
債務者　仁田　二生
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５８号
岐阜県不破郡垂井町宮代１番地の26
債務者　吉野　　猛
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
北海道北斗市追分１丁目17番５―101号
債務者　安田惠佐男
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２１７号
函館市陣川町80番地48
債務者　高杉　弘志
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２４３号
北海道檜山郡江差町字檜岱72番地の５、住民票上の住所北海道亀田郡七飯町鳴川３丁目20番１号
債務者　北野　和幸
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２４４号
函館市富岡町３丁目39番３号
債務者　布施　美仁
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２４５号
函館市船見町13番12号
債務者　阿部　達彦
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２４６号
函館市船見町13番12号
債務者　阿部眞由美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２５０号
函館市北美原１丁目12番３号
債務者　工藤　和惠
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２５１号
北海道北斗市七重浜４丁目28番23号
債務者　久保　富夫
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２５２号
北海道北斗市七重浜４丁目28番23号
債務者　久保イク子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２５５号
北海道北斗市中野通１丁目15番８―302号
債務者　福士　慶祐
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８１６号
名古屋市中村区熊野町１丁目１番地　レジデンス輝鳴101
債務者　小**柳**美由紀
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３８８号
名古屋市瑞穂区新開町24番12号　市営南新開荘１棟915号
債務者　三島　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０号
和歌山県田辺市東山２丁目25番７号
債務者　小川　京子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第４４号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来956番地の12
債務者　橋本　健二
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
和歌山地方裁判所田辺支部